



住宅用火災警報器の 設置義務化



住宅火災から大切な命を守るため、早めに設置しましょう

- 新築住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存住宅 平成23年5月31日までに設置

【住宅用火災警報器とは？】

火災発生時の熱や煙を感知しブザーなどで知らせてくれる器具で

天井取付けタイプ



(熱感知器)



(煙感知器)

壁掛けタイプ



(煙感知器)

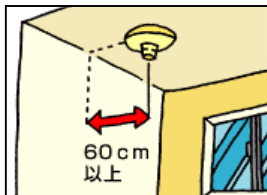
【なぜ必要なの？】

住宅火災による死者が急増中だからです。しかも、死者の半数以上が高齢者です。また、住宅火災による死者の約7割が逃げ遅れによるものです。

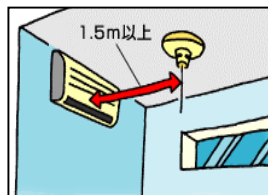
【家のどこに取り付けばいいの？】

- 就寝にしようとする部屋（来客用の部屋は除きます）
- 2階以上に就寝する部屋がある場合は、その階段の踊り場の天井又は壁に設置します。

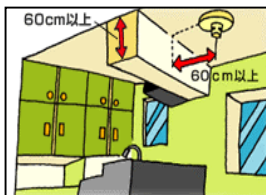
天井の場合



壁面からの取付け位置

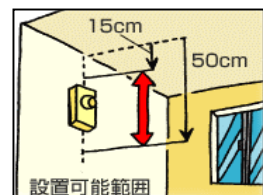


エアコンなどの吹出し口
付近の取付け位置



梁などがある場合
の取付け位置

壁面の場合



天井から15～50cm以内に
火災警報器の中心がくるよ
うに取付けます

【どこで買えばいいの？】

市内の防災機器販売店又はホームセンター、電気店などで取り扱っていますので、それぞれの店におたずね下さい。

購入に際しては、日本消防検定協会の鑑定マーク「NSマーク」が貼付されたものをお勧めします。



「日本消防検定協会NSマーク」

ご注意！ 不適切な訪問販売等にご注意くださ

※消防職員が、住宅用火災警報器や消火器などを訪問販売することはありません。
「あやしいな」と思ったら絶対に押印・サインをしない！！

住宅用火災警報器のご相談は、消防本部予防課又はお近くの消防分遣所へご連絡ください。

益田広域消防本部 予防課 Tel.(0856)31-0230
 美都分遣所 匹見分遣所 津和野分遣所 日原分遣所 柿木分遣所 六日市分遣所
 Tel.52-2042 Tel.56-0234 Tel.72-0411 Tel.74-0723 Tel.79-2201 Tel.77-0162

益 田 広 域 消 防 本 部